

**知的財産管理技能検定2級完全マスター②意匠法・商標法・条約【改訂7版】をご購入いただいた皆様へ**

第44回(2023年3月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター②意匠法・商標法・条約【改訂6版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第45回	2023年7月9日(日)	2023年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

**改訂に関連する法律**

特許庁ホームページ

特許料等の料金改定他

URL : <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2022/2022-42kaisetsu.html>

特許庁ホームページ

海外からの模倣品流入に対する規制の強化

URL : <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2022/document/2022-42kaisetsu/14.pdf>

財務省ホームページ

関税定率法等の一部を改正する法律案

URL : [https://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/208diet/ka20220128g.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/ka20220128g.pdf)

※2023年3月14日現在

該当箇所	変更前	変更後
P17 Lesson 02 意匠法の保護対象と登録要件[2] <b>2</b> 新規性喪失の例外 意匠法4条 3項	3項 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。	3項 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項 <b>及び第六十条の七</b> において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
P43 Lesson 04 意匠権の管理と活用 <b>1</b> 意匠権の発生と存続期間 意匠法20条 2項	2項 第四十二条 <b>第一項第一号</b> の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。	2項 第四十二条 <b>第一項</b> の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。
P43 Lesson 04 意匠権の管理と活用 <b>1</b> 意匠権の発生と存続期間 意匠法43条	意匠法43条 <b>前条第一項第一号</b> の規定による第一年分の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。	意匠法43条 <b>前条第一項</b> の規定による第一年分の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。
P44 Lesson 04 意匠権の管理と活用 <b>2</b> 意匠権の活用 意匠法2条2項	意匠法2条2項 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為	意匠法2条2項 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（ <b>外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。</b> ）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

該当箇所	変更前	変更後
<p>P45 Lesson04 意匠権の管理と活用 <b>2</b> 意匠権の活用 1行目～12行目</p>	<p>意匠権者は、業として登録意匠および、これに類似する意匠を実施する権利を専有します（意23条）。 <del>ここで、「業」とは、広く事業のことを意味し、個人的・家庭的実施は含まれません。また、「専有する」とは、独占排他的に実施できることをいいます。</del></p> <p>意匠の「実施」とは、①その意匠を使った製品を製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、またはその譲渡もしくは貸渡しの申出（譲渡や貸渡しのための展示を含む）をする行為、②その意匠を使った建築物の建築、使用、譲渡もしくは貸渡し、またはその譲渡もしくは貸渡しの申出をする行為、③その意匠を使った画像の作成、使用、電気通信回線を通じた提供、もしくはその申出（提供のための展示を含む）や、その意匠を使った画像を記録した記録媒体または内蔵する機器の譲渡、貸渡し、輸出、輸入またはその譲渡もしくは貸渡しの申出をする行為を指します（意2条2項）。</p>	<p>意匠権者は、業として登録意匠および、これに類似する意匠の実施をする権利を専有します（意23条）。 <b>実施をする権利を「専有する」とは、独占排他的に実施できることをいいます。</b></p> <p><b>すなわち、正当な権原を持っていない第三者が登録意匠およびこれに類似する意匠を業として実施すると、意匠権の侵害になります。</b></p> <p><b>「業として」実施をするとは、事業性がある場合を指し、個人的、家庭的な実施は含まれません。すなわち、正当な権原を持っていない第三者が登録意匠およびこれに類似する意匠を実施しても、それが個人的、家庭的な実施であれば、意匠権の侵害にはなりません。</b></p> <p>意匠の「実施」とは、①その意匠を使った製品を製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、またはその譲渡もしくは貸渡しの申出（譲渡や貸渡しのための展示を含む）をする行為、②その意匠を使った建築物の建築、使用、譲渡もしくは貸渡し、またはその譲渡もしくは貸渡しの申出をする行為、③その意匠を使った画像の作成、使用、電気通信回線を通じた提供、もしくはその申出（提供のための展示を含む）や、その意匠を使った画像を記録した記録媒体または内蔵する機器の譲渡、貸渡し、輸出、輸入またはその譲渡もしくは貸渡しの申出をする行為を指します（意2条2項）。</p> <p><b>なお、その意匠を使った製品を輸入する行為に関しては、令和3年法改正で、海外の事業者が配送業者等を利用して製品等を海外から日本国内に持ち込む行為も「輸入」行為に含むと規定されました。これにより、海外の事業者が、国内の個人に対し、個人使用目的の模倣品を郵便等で直接送付した場合であっても、海外事業者による意匠権侵害行為として規制対象となることが明確化されました。</b></p>

該当箇所	変更前	変更後
<p>P53 Lesson05 意匠権の侵害と救済[1] <b>4</b> 意匠権を侵害された場合 1行目～12行目</p>	<p>意匠権侵害を主張するためには、<b>侵害製品</b>が登録意匠、またはこれに類似する意匠の範囲（以下、「登録意匠等の範囲」と呼びます）に属していることが必要です（意23条）。したがって、侵害者に対して警告書を送る前に、侵害製品が自己の登録意匠等の範囲に属しているかを確認します。</p> <p>具体的には、侵害製品を入手して調べたり、侵害製品が登録意匠等の範囲に属しているかについて、弁理士の鑑定や特許庁の判定を求めたりする方法（意25条）が考えられます。</p> <p><b>同様に、その侵害製品が、業として実施されているかを確認する必要があります。個人的、家庭的に実施されている場合などは、意匠権侵害とはなりません。</b></p> <p>ただし、意匠権に無効理由があると権利行使ができなくなるため（意41条で準用する特104条の3第1項）、自己の権利に無効理由がないかを調査しておくといでしょう。</p>	<p>意匠権侵害を主張するためには、<b>意匠権侵害の疑いがある物品（模倣品）</b>が、登録意匠またはこれに類似する意匠の範囲（以下、「登録意匠等の範囲」と呼びます）に属していることが必要です（意23条）。したがって、侵害者に対して警告書を送る前に、模倣品が自己の登録意匠等の範囲に属しているかを確認します。</p> <p>具体的には、模倣品を入手して調べたり、模倣品が登録意匠等の範囲に属しているかについて、弁理士の鑑定や特許庁の判定を求めたりする方法（意25条）が考えられます。</p> <p><b>なお、意匠権に無効理由があると権利行使ができなくなるため（意41条で準用する特104条の3第1項）、自己の権利に無効理由がないかも調査しておくといでしょう。</b></p> <p>さらに、その模倣品が、業として実施されているかを確認する必要があります。個人的、家庭的に実施されている場合は、意匠権侵害とはならないからです。ただし、模倣品の「輸入」に関しては、たとえその模倣品が個人的に使用する目的のものであっても、税関において関税法に基づく没収等取締りの対象となります（関69条の11第1項第9号の2）。</p> <p>従来は、国内の個人が海外から輸入した模倣品は、それが個人使用目的であると主張された場合、税関において没収等を行うことができませんでした。そのため、電子商取引の発展等に伴い、海外の事業者が、日本国内の事業者を介在させずに直接、日本国内の個人に対し、少量の模倣品を郵便等で販売、送付する事例が急増すると、模倣品の国内流入に歯止めがかからなくなりました。そこで、令和3年法改正で、外国にある者が配送業者等を利用して商品等を海外から日本国内に持ち込む行為を「輸入」行為に含むと規定されました。これにより、そうした行為が、海外の事業者により正当な権原なく行われた場合には、国内の荷受人が事業性のない個人である場合も含めて、意匠権侵害として規制の対象になりました。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P115 Lesson 11 商標権の管理と活用 <b>2</b> 存続期間の更新 商標法43条	商標法 43 条 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。	商標法 43 条 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。 <b>ただし、当該更新登録の申請をする者がその責めに帰することができない理由により第二十条第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、その割増登録料を納付することを要しない。</b>
P116 Lesson 11 商標権の管理と活用 <b>3</b> 商標権の活用 商標法2条4項・7項を追加	商標法2条3項 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。 (一～九 省略) 十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為	商標法2条3項 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。 (一～九 省略) 十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為  4項 前項において、商品その他の物に標章を付することには、次の各号に掲げる各標章については、それぞれ当該各号に掲げることが含まれるものとする。 一 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の標章 商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすること。 二 音の標章 商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合（商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告自体が記録媒体である場合を含む。）において、当該記録媒体に標章を記録すること。  7項 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。

該当箇所	変更前	変更後
P117 Lesson 11 商標権の管理と活用 <b>3</b> 商標権の活用 5行目の後に追加	商標権者は、指定商品または指定役務について（…省略…） 広告等に表示する行為等をいいます（「商2条3項各号」参照）。	商標権者は、指定商品または指定役務について（…省略…） 広告等に表示する行為等をいいます（「商2条3項各号」参照）。 <b>なお、「輸入」には、外国にある者が商品等を海外から日本国内に配送業者等を利用して持ち込む行為も含まれます（商2条7項）。よって、海外の事業者が、模倣品（権原なく登録商標と同一のマークを指定商品に付したのもの等）を、日本国内の個人に対して直接販売、送付する行為は、たとえその販売先である日本国内の個人が個人的に使用する目的であっても、商標権の侵害となります。</b>
P173 Lesson 20 その他の条約 <b>2</b> マドリッド協定議定書 3行目、5行目～6行目  ●誤植による修正になります●	庁が1年（または18カ月）以内に拒絶理由を <b>通告</b> しない限り、その指定国において保護を確保できます（マド5条）。 ここで、WIPOの国際事務局は出願について審査しない点に注意しましょう。  <b>登録要件を満たしているかどうかは、指定国で審査されます。</b>	庁が1年（または18カ月）以内に拒絶理由を <b>通報</b> しない限り、その指定国において保護を確保できます（マド5条）。 ここで、WIPOの国際事務局は、出願について <b>方式（料金、商品役務の区分・明確性など）</b> しか審査しない点に注意しましょう。 <b>指定国において保護が認められるか否か、及び保護される範囲については、各指定国でそれぞれの法令に基づく実体審査を経て判断されます。</b>
P174 Lesson 20 その他の条約 <b>3</b> ハーグ協定のジュネーブ改正協定 (1)国際登録出願の流れ 10行目～13行目	国際登録された意匠は、 <b>国際登録から6カ月後、または出願人の請求により国際登録後速やかにもしくは国際登録後30カ月以内の公表延期期間が経過した後に、国際事務局によって国際公表されます（ジュネーブ改正協定10条（3）（a））。</b>	国際登録された意匠は、 <b>国際事務局によって国際公表されます（ジュネーブ改正協定10条（3）（a））。</b> 国際公表の時期は、原則、国際登録の日から12カ月後（標準公表期間）です。しかし、出願人は国際登録の公表前であればいつでも早期公表の請求が可能で、国際登録後の即時公表または出願日から指定した月数での公表を選択することができます。また、標準公表期間を超えて公表を延期することも可能で、その場合は国際登録後30カ月以内の公表延期期間が経過した後に国際公表されます。